



前回検討会で提示した主な論点及び各論点の検討状況

(近海区域の輸送条件及び巡視船への乗船可能人数)

- 巡視船の近海区域における臨時旅客定員は未算定であるものの、関係省庁と本庁で検討中
- スペースの制約から船内の収容人数が限定（客席がなく、船内外での長時間の立位の必要有り）

<対応状況>

近海区域を航行する船舶については、旅客設備や救命設備の要件について沿海区域より厳格な基準が適用されるところ、国交省海事局と調整のうえ、近海区域において巡視船による旅客を輸送する場合を以下の条件を満たす場合に限り、最大限の臨時旅客を乗船可能なものと整理する方向で調整中

- ① 武力攻撃事態等において、海上保安庁の巡視船が避難住民の輸送を行う場合
- ② 海上保安庁の巡視船を2隻以上で24時間未満の運用、かつ、最大搭載人員分の救命胴衣、救命浮器等を搭載する場合（堪航性が高い海上保安庁巡視船の同行及び当該巡視船に海上保安官が同乗していることを考慮）

(救命設備・構造)

- 算定された乗船可能人数に応じて、救命設備の確保が必要であり、関係省庁と本庁で検討中
- バリアフリーの設備は未設置（乗下船、通路、便所、階段などの移動上の配慮が必要）

<令和6年度予算要求>

令和5年度補正予算措置

➤ 大型巡視船にて避難住民を輸送するために必要な救命設備及び物品の購入				
救命胴衣314個・救命浮器12個（12人用）	救命梯子41個・特殊標章154枚	購入		48百万円
➤ 上記設備及び物品の保管場所の確保	コンテナ及び土地借料	3個分		2百万円
➤ 避難住民の輸送手法や必要資器材等の調査・研究	調査・研究費			10百万円